

公告用

審査項目	審査基準	配点
1 全体的事項		
業務理解度	・本業務の趣旨について十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。	5
2 企画内容		
テレビCM	・マイナポイントの利便性やマイナンバーカードの安全性の周知に繋がる内容となっているか。 ・CMの規格、放映期間は適切であるか。	75
各種媒体での広告	・広告の内容、期間が適切であるか。 ・県民に効果的に伝わる工夫がなされているか。	
グッズ作成	・普及啓発に効果的な内容になっているか。 ・イベントで活用できる工夫がなされているか。	
市町村役場と連携した街頭啓発等	・開催日時、場所は適切か。 ・県民が関心を示す工夫がなされているか。 ・感染症対策はされているか。 ・イベント運営が円滑に進む体制となっているか。	
独自の提案	・マイナポイントの取得促進に繋がる内容となっているか。 ・独自性のある提案内容となっているか。	
3 業務管理体制		
実施体制	・責任者や役割分担等が具体的に示され、委託業務を遂行するための体制が確立されているか。	10
スケジュール	・求めている成果を実現するための適切なスケジュールが示されているか。	
4 類似業務実績		
類似業務の受託実績	・これまでの類似業務の実績によりノウハウが蓄積されているか。	5
5 積算		
積算の経済性	・委託業務に係る経費の積算は経済性を有しているか。	5
1から5の合計		100

【審査方法】

- 審査員は、各審査項目について、5段階評価(基準点:1~5)を行うこととする。
「審査基準表」のとおり各評価項目の「補正係数」を乗じ、当該項目の評価点とする。
- 全ての審査員の点数を集計し、最高点数の提案をした提案者を受託者に選定する。
- 審査の結果、点数が同点の場合、審査員の協議の上、受託者を選定する。
- 各審査員の点数のいずれかが満点の6割未満となった提案については、受託候補としない。
- 参加者が1者だけの場合、各審査員の点数がいずれも満点の6割以上となったとき、その提案をした参加者を選定する。

【評価基準(5段階)】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案